

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(2月28日現在)

【ポイント】

- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした強制距離措置等は、2月28日付DNUにより、3月12日まで延長されました。非居住者の入国禁止も同日まで延長されております。
- 日本における緊急事態宣言が解除されるまでの間、日本人の帰国者を含む、全ての入国者等に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出が求められるとともに、入国時のPCR検査が実施されます。出国前72時間以内の検査証明は、日本政府が求めている必要事項(詳細以下)が網羅されていれば、いかなる医療機関のものでも結構ですが、オタメンディ病院(ブエノスアイレス市)であれば、日本政府所定の検査証明同内容が記載された検査証明(英語)の発行が可能であることを確認しています(ただし、要日本大使館経由での予約)。
- 亜国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、また手続きを迅速に対応させていただくべく、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力をお願いします。

【本文】

1 強制距離措置等の期限延長

- (1)2月28日付DNU(必要緊急大統領令)125/2021をもって、同2月28日が期限となっていた強制距離措置及び強制隔離措置が、3月12日まで延長されました。措置の内容に特段の変更はありません。
- (2)非居住外国人に対する入国禁止措置も、同様に3月12日まで延長されました。移民局が同禁止措置の例外を設定できるとの規定は維持されています。
- (3)引き続き、全国が強制距離措置の対象となっており、強制隔離措置の適用対象地域はありません。

2 日本における新たな水際対策措置(1月8日付外務省海外安全広域情報)

(1)措置の概要

1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求められるとともに、入国時の検査が実施されますので、日本への帰国等の際にはご注意ください。

なお、本件措置の詳細は、外務省海外安全ホームページ(リンク下)をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C006.html

(参考:厚生労働省ホームページ(リンク下))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(2) 有効な「出国前検査証明」

上記措置において、入国等時に提出を求められる検査証明は次のとおりです(詳細リンク下)。

ア 日本政府所定のフォーマット

イ 日本政府所定フォーマットと同項目が英語で記載された医療機関任意のフォーマット

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

3 上記2(2)の、有効な「出国前検査証明」に対応可能な当地医療機関

出国前72時間以内の出国前検査証明は、日本政府が求めている必要事項(詳細以下)が網羅されていれば、いかなる医療機関のものでも結構ですが、オタメンディ病院(ブエノスアイレス市)であれば、日本政府所定の検査証明同内容が記載された検査証明(英語)の発行が可能であることを確認しています。

ただし、同病院で受検する場合には、事前に日本大使館を通して予約をお願いします。

●医療機関名

Sanatorio Otamendi(オタメンディ病院)

●住所

Azcuenaga 880, CABA

●受付時間

月～金 8:00～18:00

土・日 8:00～12:00

・オタメンディ病院でPCR検査ご希望の方は、予約を日本大使館領事班(conbsas@bn.mofa.go.jp)までお願いいたします。

●予約から結果通知まで

大使館を通して予約をした後、大使館から指定された日時にオタメンディ病院の受付にて、「日本への渡航目的でPCRを受検したい。日本大使館を通して予約済み。」である旨を伝えて、下記の情報を記載した紙面を提出してください。

- Nombre y Apellido(氏名)
- Numero de Pasaporte(旅券番号)
- Fecha de nacimiento(生年月日)
- Sexo(性別)

- Nacionalidad(国籍)
- Correo electronico (電子メールアドレス)
- Telefono(電話番号)
- ・西語の検査結果は、受検した曜日にかかわらず、通常、翌日にメールで送付されます。
- ・英語の検査結果は、平日(月～木)の午前 11 時まで受検した場合は、通常、翌日にメールで送付されますが、検査の翌日が土日・祝日にあたる場合には、翌営業日まで待つ必要があります。例えば、金曜日に受検した場合は、月曜日となる可能性があります。受領後は、必要情報が記載されているかご確認をお願いします。
- ・なお、下記リンクより COVID-19 に関する検査証明の英語版がダウンロードできます。

https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html

4 当館領事班窓口にご来館の皆様へ(事前連絡についてのお願い)

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に最大限努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、是非とも事前にご連絡をいただき来館される時間を当館と調整していただいた上でご来館いただきますよう、何卒ご協力を宜しくお願いいたします。

なお、本件事前連絡は当館領事班代表メール(conbsas@bn.mofa.go.jp)又は当館領事班代表電話(011-4318-8220)にて対応させていただきます。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (了)